

育児休業手当金・介護休業手当金の給付上限額が引き上げられました ➔ **医療 担当**
☎06-6941-2867

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額（日額）が、雇用保険法に規定される賃金日額の変更に伴い、令和4年8月1日以降の休業期間から変更されました。

	変更前 (R4年7月休業分まで)	変更後 (R4年8月休業分から)	上限相当額が 適用される標準報酬月額
育児休業手当金 (給付率50%)	10,240円	10,356円	470,000円以上
育児休業手当金 (給付率67%)	13,722円	13,878円	470,000円以上
介護休業手当金 (給付率67%)	15,102円	15,266円	530,000円以上

各種様式はホームページより最新版をご利用ください♪

お知らせ

申請書等様式の一部について公印押印廃止などの変更を行っています。

今後の手続きにあたっては
大阪支部ホームページの「様式集」
より最新の様式をご利用ください！

「手続きナビ」の中の
「様式集」をクリック！

スマートフォンからも
ご覧いただけます！



大阪支部ホームページからアクセス！



公共済大阪 検索 ⇒ 大阪支部トップページへ！

公立学校共済組合
JAPAN MUTUAL AID ASSOCIATION OF PUBLIC SCHOOL TEACHERS

大阪支部 Osaka

こんなときガイド

- ・私立学校に就職したとき
- ・結婚するとき
- ・子どもが生まれるとき
- ・病気やケガをしたとき
- ・交通費が増えたとき
- ・災害にあったとき
- ・喪葬費が必要とするとき
- ・退職したとき

手続きナビ

- 組合員資格・年金の手続き
- 給付金請求の手続き
- 治療をつづける際の手続き
- 様式集 (ダウンロード)
- 特定健康診査 特定保健指導の手続き
- 厚生サービスの手続き

厚生サービスを利用する

- ・健康保険料を支払うとき
- ・退職給付を利用するとき
- ・トレーニング施設を利用するとき
- ・その他の厚生サービスを利用するとき
- ・5割以上の特別費負担金 (共済打戻金) を請求するとき
- ・任意継続組合員が受けられる厚生サービス

大阪支部について

